

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 及川 あつし

- 1 日時
平成 27 年 7 月 6 日（月曜日）
午前 10 時 1 分開会、午後 0 時 0 分散会
（うち休憩 午前 11 時 31 分～午前 11 時 33 分、午前 11 時 40 分～午前 11 時 52 分、
午前 11 時 56 分～午前 11 時 56 分）
- 2 場所
第 5 委員会室
- 3 出席委員
及川あつし委員長、名須川晋副委員長、千葉伝委員、樋下正信委員、福井せいじ委員、
佐々木努委員、伊藤勢至委員、佐々木朋和委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤澤担当書記、中村担当書記、谷藤併任書記、菊池(優)併任書記、菊池(芳)併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
根子環境生活部長、津軽石環境生活部副部長兼環境生活企画室長、
松本環境担当技監兼環境保全課総括課長、大泉廃棄物特別対策室長
千葉若者女性協働推進室長、白岩技術参事兼県民くらしの安全課総括課長、
小野寺環境生活企画室企画課長、
小笠原環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
田村資源循環推進課総括課長、清水自然保護課総括課長、
小島県民くらしの安全課食の安全安心課長、
中野県民くらしの安全課県民生活安全課長、
後藤県民くらしの安全課消費生活課長、佐々木廃棄物特別対策室再生・整備課長、
中里若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、
吉田若者女性協働推進室NPO・文化国際課長
 - (2) 保健福祉部
佐々木保健福祉部長、細川保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、
野原保健福祉部副部長兼医療政策室長、
菅原医務担当技監、佐野医師支援推進室長、中居参事兼長寿社会課総括課長、
小川保健福祉企画室企画課長、五日市健康国保課総括課長、

藤原地域福祉課総括課長、伊藤障がい保健福祉課総括課長、
南子ども子育て支援課総括課長、朽木子ども子育て支援課特命参事、
葛尾医療政策室医務課長、高橋医療政策室地域医療推進課長、
佐々木医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

1名

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部

(議案)

議案第8号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を
改正する条例

(2) 保健福祉部関係

(議案)

ア 議案第6号 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

イ 議案第9号 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

ウ 議案第10号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第151号 東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請
願

イ 受理番号第152号 被災者の医療費、介護保険利用料等の一部負担金の免除措置
の継続を求める請願

9 議事の内容

○及川あつし委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

この際、環境生活部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○根子環境生活部長 冒頭お時間をいただき、当部職員の不祥事案につきまして、改めて御報告とおわびを申し上げます。

県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センターの職員が、去る5月30日土曜日朝、盛岡市高松において酒気帯び運転で検挙されるという事案が発生いたしました。日ごろから部内職員に対し、公務中に限らず勤務時間外や休日などの日常生活においても、交通事故、交通違反、飲酒運転など厳に戒め、道路交通法の遵守につきまして注意喚起を行ってきたところであります。こうした中で、部内職員から酒気帯び運転の検挙者を出したということはまことに遺憾な事態であり、この場をおかりし、県民の皆様と県議会に深くおわびを申し上げます。

当部では、これを受け、全職員に対し、道路交通法の遵守と再発防止について改めて指

導徹底を図ったところであり、今後一層県民の皆様の信頼回復に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

なお、職員の処分につきましては、現在自宅謹慎中ですが、今後総務部におきまして、厳正に対処されるものと存じます。

このたびは、まことに申しわけありませんでした。

○及川あつし委員長 これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第8号鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○清水自然保護課総括課長 議案第8号鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その1）の38ページをお開きください。また、お手元に配付している資料ナンバー1を御参照願います。

まず、改正の趣旨であります。環境省令の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴い所要の整備をしようとするものであります。

次に、条例案の内容であります。条例中に引用している環境省令の題名が改正されたことから、改正後の題名である鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に改めるものであります。

最後に、条例の施行期日であります。公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、風力発電導入構想の策定について発言を求められておりますので、これを許します。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 それでは、お手元に配付しております資料ナンバ

一2をごらんいただきたいと思います。

風力発電導入構想の策定について御報告申し上げます。構想策定の目的でございますが、岩手県では、岩手県地球温暖化対策実行計画におきまして、再生可能エネルギーの導入目標を掲げてございます。導入目標のうち、風力発電の進捗が余り進んでいないということがありまして、風力発電を一層促進するために、この構想を策定しまして、導入可能性が高い地域を示して事業化に向けた取り組みを進めていくことを目的とするものでございます。

次に、選定に当たって考慮した要素でございます。風況や希少猛禽類の生息状況、土地利用規制、送電線等を考慮して、風力発電の導入の可能性が高いと考えられる地域を選定したものでございます。

具体的には、次のページの別添資料、A3横の資料をごらんいただきたいと思います。左側の(1)が風況でございます。年平均風速5.5メートル以上の地域を抽出しております。通常は6メートル以上というところが適地と言われておりますけれども、できるだけ広くエリアを選出するというので5.5メートル以上としてございます。

次に、(2)の希少猛禽類の生息状況でございます。こちらについては、余り小さくすると生息区域が特定されるということもありまして、10キロメートル四方のメッシュでとっております。それから、有識者へのヒアリングなども実施しているところでございます。

次に、(3)の土地利用規制等でございますけれども、自然公園、それから砂防指定地域、そうした指定地域を除いて選定しているということでございまして、これらを総合的に考慮した結果、①から④のエリアを選定してございます。

最初のA4縦の資料に戻っていただきたいと思います。3の導入可能性の高い地域、3地域4地区でございます。

まず、二戸地域につきましては、①の稲庭高原周辺地区。稲庭高原周辺に点在する牧野への設置を想定しておりまして、想定最大規模は100メガワット程度としております。

②としまして、折爪岳北側地区。折爪岳の北側の尾根への設置を想定しております。想定最大規模は40メガワット程度。

そして、次に久慈地域、こちらは③としまして、山形基幹牧場周辺地区。山形基幹牧場を中心とした尾根への設置を想定しております。想定最大規模は80メガワット程度。

それから、最後、花巻西部地域でございます。これは、中山峠周辺地区でございまして、その峠の周辺の尾根への設置を想定しております。ただし、積雪とか道路の状況もありますので、ここは将来的な候補地として選定してございます。ただいまこのような地域を選定しておりまして、10社程度が興味を示して動きをしているというような状況でございます。

最後に、今後の進め方でございますけれども、(1)としまして、いわて再生可能エネルギーポータルサイト等におきましてPR、そして企業訪問によりまして、選定地域を紹介していきたいと考えてございます。

(2)としまして、県と市町村の情報共有の場、導入構想連絡会を設置しまして、円滑な立地を支援していきたいと考えてございます。

そして、(3)としまして、市町村事業者が連携、協力して、地域に根差した風力発電の導入を促進していきたいと考えてございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○及川あつし委員長 ただいまの報告に関する事項も含め、この際、何かありませんか。

○千葉伝委員 風力発電の件でちょっとお伺いです。

県のほうで進める分について、そういう構想で進めているということは今お話を伺いました。一方、民間のほうで、今いろんなところでかなりの大きいことも考えて進めているということも中で言っていたのですが、そういった点等の競合とか何かそんなことはないのかというのが一つです。

それから、例えば稲庭に100メガワット程度ということですが、ちょっと私よくわからないのは、100メガワットというのは、例えば風力発電の装置というか、大体何基分ぐらいに相当するような規模なのかということと、それからこれをつくった後の売電の関係で、今いろいろと東北電力の関係が言われていますが、そちらのほうは十分大丈夫だということに進めているのか、この3点お願いします。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 民間との競合ということでもございましたけれども、そこについては、電力の送電線の接続につきましては申し込み順というようなこともありますので、その点については特に影響はないものと考えております。

それから、100メガワットの規模でございますが、後ろのほうに導入構想を添付しております。その10ページをごらんいただきたいと思います。その表2がございまして、標準的な風力発電の風車が1基当たり2メガワットということでもございまして、大体それをこの稲庭高原周辺につきましては50基程度を想定しているということでもございます。

それから、売電についてでございますけれども、やはり送電線への接続というのが課題となっております。国のほうでは電力広域的運営推進機関が4月から設置されておまして、そちらで複数の事業者が共同で送電線への連系を行うというような制度もできておりますので、そういった効果を見ながら、今後このような検討をしていきたいと考えております。

○津軽石副部長兼環境生活企画室長 ただいまの答弁に若干補足をさせていただきたいと思っております。

第1点目の民間との競合というお話がございました。この構想の考え方でございますけれども、実はこういう構想をつくるに当たっての考え方といたしまして、本県は風力のポテンシャルそのものは全国第2位という潜在的なそういう能力があるのですけれども、発電する実績と申しますか、その今までのそういう立地の状況から申し上げますと、まだ10位台であるというふうな状況でございます。そういったことの要因をいろいろ考えますと、事業者にと岩手県の風力のポテンシャルがまだなかなか浸透していないと、そういった

ことで、この構想自体が事業者に対して岩手県にはこういう適地がありますよということを知り、周知していくというような考え方のものでございまして、そういった観点から、これはむしろ民間事業者を呼び込むといえますか、そういったものと御理解いただきたいと思っております。

○**千葉伝委員** いずれ県のそれらの進め方については、むしろ自然エネルギーを十分活用すると、こういうことで全国的なことだなど。県もそういうふうな方向は当然頑張ってもらいたいと、こういうふうな思いであります。ただ、進め方については、地域あるいは自然景観というか、あるいは目標も含めて、そういったこれまでいろいろとその分で頓挫するということか、いろいろ問題があった事例もないわけではないということですので、そういった部分、十分考えながら配慮して進めていただきたいと、これは要望です。

○**伊藤勢至委員** 民間の件でありますけれども、現在宮古地域におきまして、一つは旧川井村の区界、兜明神岳裏の山岳から岩泉町にかけての地域で、民間で今計画をしている方がいるようでございまして、新聞にも規模が90基、国内最大という話が載りました。それから、もう一つは、閉伊崎といまして、宮古湾の向かい側にある山ですが、その先端に近い部分に京王電鉄という大手鉄道会社がやはり風力発電を計画されているというのを聞いておるのですが、こういった民間が仕事をしていく場合に、県に何かの報告とかそういったものがあつた上でやるのでしょうか。それともう一つ、現時点でどういふことを県としては把握をしておられるのでしょうか。

○**小笠原温暖化・エネルギー対策課長** 風力発電を開発する場合の県への報告ということでもありますけれども、特にそういう報告を求めるといふ制度にはなっておりません。ただ、民間業者の方からはさまざまな情報提供をいただきまして、県としても支援できるところについては支援しているというところがございます。宮古地域あるいは京王電鉄の件につきましても、事業者のほうから情報提供をいただいております。

○**伊藤勢至委員** 今訂正しますけれども、閉伊崎のほうは、太陽光発電だつたと思ひました。済みません。

それで、風況状況等を見ますと、やはりまだまだ岩手県には結構な力があるなと思ひます。やはりつくつた電気を送るといふ部分だと思ひます。先般清水議員からの一般質問でもあつたわけでもありますけれども、そういうことに対してもう一度確認をいたしますが、岩手県の力を高めるという意味で、計画的にそういうのを進めようとしていられるのでしょうか。

○**小笠原温暖化・エネルギー対策課長** 県としての政策ということではございませんけれども、国のほうで電力広域的運営推進機関が4月に設置、調整する機関が設置されておりますので、そちらが新たな業務として、想定が難しいという場合、一事業者で費用が相当かかつて難しいという場合については複数の事業者で共同して送電線などを整備しようといふ、そういう調整機能を持っておりますので、まだ4月にできたばかりで効果が十分明らかでないというところもありますので、その辺の効果を見きわめながら、今後検討して

いきたいと考えてございます。

○**佐々木努委員** この構想というのは非常に大事なものであると思いますし、ぜひ進めてほしいと思うのですけれども、私もずっと心配なのは、電力会社との関係と申しますか、この地域だと東北電力になるわけですけれども、本当に東北電力が受け入れてくれるのかというのが非常に大きな問題だというふうに思います。この場所の選定も、こういうことも含めて決まったのかどうか、東北電力との打ち合わせはあったのかどうか、その辺のところを教えてもらいたいと思います。

○**小笠原温暖化・エネルギー対策課長** 送電線への接続でございますけれども、導入構想、厚いほうの資料9ページをごらんいただきたいと思います。ここの下の図面の真ん中ぐらいに水色の線が引かれておりますけれども、これが送電線として、15万4,000キロボルトの送電線が走っております。こちらの送電線につきましては、現在東北電力で公表している接続制約には載っていないということで、こちらの送電線を選定したということでございます。

それから、東北電力との意見交換でございますけれども、その接続制約に限らずエネルギー調整とか、そういうことについては定期的に意見交換を行っているところでございます。こちらの構想につきましても、話し合いをしておりますが、やはり現在の固定価格買取制度におきましては、申し込み順というようなこともありまして、この構想を策定したから、その送電の枠を確保するというものにはなっていないということでお話を聞いております。

○**佐々木努委員** まず東北電力と、通常から意見交換はしているけれども、この構想に対して東北電力から特に承認というのはちょっとおかしいですけれども、理解をもらっているということといいということ、それともそこまでいっていないということになっていきますか。どちらなのでしょう。

○**小笠原温暖化・エネルギー対策課長** 正式に意見照会をして、これについて承認をもらっているわけではございません。意見交換の中でやはり申し込み順というようなことのお話をいただいているというところでございます。

○**津軽石副部長兼環境生活企画室長** 若干の補足をさせていただきたいと思います。

まず、この構想策定に当たっては、ことしの2月でしたか、事業者向けに中間報告会をしております、そういった中に当然いろんな事業者、電力会社も含めて東北電力だけではありませんけれども、来ているわけございまして、そういった中で内容を御説明して、認知はいただいているという状態ではないかと我々は認識しております。

○**佐々木努委員** わかりましたというか、最終的に、ではここに場所が決まったと、ここでやりたいという業者があらわれたときに、実際に東北電力だけではないかもしれませんが、いずれ受け入れられないというか、対応できないということになった場合頓挫するというのももしかしたらあり得るのだと思いますが、しっかりとこの構想をつくる段階で電力会社と事業者の理解をいただいているというのは非常に大事なことだと思いますので、

今後もしっかりとそういった話し合い等々は進めてほしいなと思います。

○根子環境生活部長 今副部長及び課長から説明があったように、この構想策定の段階では、先ほどの送電網についての接続制約はないということで認識はしておりますが、いずれにしても今後の状況もいろいろありますので、そこはやはり東北電力のほうとも情報交換しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○福井せいじ委員 今まで、実は再生可能エネルギーについては太陽光が非常に先行してつくられてきたのですけれども、この風力発電については、やや国の構想、計画からおくれているやに僕は感じているのですけれども、今後こういった形で各自治体からこういった民間導入が、いろいろ誘致があると思うのですけれども、これからの風力発電に対する導入促進については、他県の状況とか、あるいは全国的にどのような形になっていくのか、ちょっともし御存じであればお示しいただきたいのですけれども。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 風力発電の今後の進め方でございますけれども、環境省の風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業というふうなのがありまして、これはあらかじめ環境アセスメントを地域ごとに行って、風力発電の導入を促進しようというような事業になっております。県内におきましても、今回構想を策定した久慈ですとか二戸のほうに、本年度からこの事業が入ることになっておりますので、そういったことで環境を整えることによって、事業を促進できるような手法などもとっていきたいと考えております。

全国的な風力発電の整備につきましては、北海道が一番ポテンシャルが高いと言われておりまして、そしてあと青森、秋田方面で大規模な開発が進められていると認識しております。

○福井せいじ委員 そういった中で、民間事業者として入ってこようという意欲というのはどうなのですか。やっぱり今までは太陽光ですと投資も風力発電よりも非常に低く済んだということで、結構簡単に入ってきたように思うのですけれども、風力発電というのはなかなか参入の意欲がないのではないかなと思うのですけれども、今の国のそういった導入策において、これからは民間事業者も参入意欲が増してきているのかどうかというのを、ちょっとそこら辺をお聞きしたいのですけれども。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 風力発電導入構想につきましては、民間事業者をできるだけ本県へ導くような形ということで取りまとめたわけですけれども、やはり民間事業者同士の競合も生じてきているということで、大分進度が早まっているような印象を受けております。ですから、何かこういう刺激を与えることによって進んでいくのではないかなと考えております。

○佐々木朋和委員 私もこの計画についてなのですけれども、先ほど佐々木努委員からのお話とかぶる部分があるのですが、太陽光発電のときに不安定な電源が多くなったということで一旦ストップしたと。そこが今回の風力発電でも懸念されるところで、その点について、再生可能エネルギーの中の風力発電というのが安定した電力、電源なのか、それと

も不安定なのか、その点についてお教えいただきたいのと、あとは風力発電の部分で安定した電力と不安定なものの兼ね合いの中で、このぐらいただったら風力発電をふやしてもいいよという計算が立ってのこの計画案なのか、この2点をお知らせいただきたいと思います。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 風力発電が安定電源かどうかということですがけれども、やはり風況に応じて変化しますので、安定とは言えないと思えます。ただ、最近整備する風力発電につきましては、蓄電池併設型とか、できるだけ安定するようなことも取り組まれてはおりますし、東北電力のほうでも大規模な蓄電池で周波数の変動を調整しようというふうな事業も進めておりますので、そういったものを取り入れながら、できるだけ本県の風力のポテンシャルを生かしていきたいと考えております。

それから、電力の風力の余裕幅なのですけれども、東北電力の資料では、導入量の上限は設けているわけですが、まだその枠が230メガワットぐらいあるというようなこともありますので、十分ここでもやっていけるのではないかなと考えております。

○佐々木朋和委員 ちょっと確認ですが、岩手県でこれから進めていくこの計画の中では、蓄電池も併設したということも含んだ計画ということでしょうか。あとは、再生可能エネルギーをふやすと、一般の方への電気料へのバックというのが懸念される場所ですけれども、その点についてはどのような計算というか、見込みを立てていらっしゃるのか。太陽光に比べて、やっぱりアップをする形なのか、それとも太陽光よりもコストは低いよという形なのか、この点についてお知らせ願いたいと思えます。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 今回策定している構想につきましては、蓄電池については特に考慮していないものでございます。そこは、実際事業を実施する段階で民間事業者のほうで検討していくということになるかと思えます。

それから、一般家庭の電気料への影響でございますけれども、再生可能エネルギーでコストが増加した分については、現在一般家庭の明細のほうに賦課金という形で掲載されるようになっております。そこで、国のほうでもできるだけその賦課金、民間企業でもコストが高まっているというようなこともありまして、2020年以降の2030年を目標としたエネルギーミックス（長期エネルギー需給見通し）というのを6月1日に公表しておりますけれども、そういった部分でできるだけコストも考えながら進めていくということにしておりますので、そういった状況を見ながら、本県の整備なども検討していきたいと考えております。

○木村幸弘委員 それでは、まずは導入構想の取り組みイメージから見た場合、内部的に今どのようなスパンというか、設定の中でこの導入構想を進めようとしているかということです。今ちょっとお答えいただきましたけれども、例えば2020年、2030年という言葉も出ましたが、その辺をひとつ目安にしながら、この導入構想の位置づけというものを進めていこうということなのか、例えば3年、5年とか、国のような取り組みを目指すのかということが1点。

それから、あわせてそういったスパンが一定の方向で定められていくというか、ある意味イメージがつくられていく中で、花巻西部地域が将来的には候補としての選定だという説明になっているわけですが、この場合に、積雪あるいは道路整備等の課題等が上げられているわけですが、そうすると他部局、いわゆるここで言えば県土整備部とかの関係の中で、こうした政策を推進するための連携であるとか、それからスパンとの関係も含めて、いろいろと取り組み方として出てくるのではないかと思うのですが、そういった考え方があるのかどうか。

三つ目には、風力発電導入構想全体の県としての政策の展開の方向性として、今ここに示されているのは山間部を中心とした風力発電の設置なのですが、洋上風力発電とかいろいろと考え方や、あるいは取り組みなどが論じられている状況の中で、こういった県における総合的な風力発電の政策の方向性の中に、洋上風力発電とかそういった部分が今後しょい込まれていくのかどうか、その辺も含めた御答弁をいただきたいと思います。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 導入構想の目標年次ということでございましたけれども、岩手県地球温暖化対策実行計画に目標が掲げられておまして、それが構想の厚い冊子の18ページをごらんいただきたいのですが、一番最後のページになります。そちらの一番上が実行計画の再生可能エネルギーの導入目標でございます。現在平成32年を目標に進めておりますので、構想につきましても平成32年度を目標に進めていきたいと考えてございます。

それから、花巻西部地域の関係部局との連携ということでございますけれども、県庁全体の会議も持っておりますし、あとはそれぞれのエネルギーに対応する関係部とも定期的に意見交換をする場を設けておりますので、そういったところで必要な部分については調整を進めていきたいと考えております。

それから、洋上風力発電につきましては、長く科学I L C推進室のほうで担当して、現在釜石沖と洋野沖で進めているというところでございます。

○木村幸弘委員 一つ方向として5年のスパンだということで、かなり今、具体的には想定規模が示された地区はともかくとして、花巻西部地区などは海のものとも山のものとも、今の段階ではなかなか見えない状況ですので、そうしますと5年というのは、かなりそういう意味では難しいスパンだなどというふうにも見たのですが、ぜひ具体的に何か民間に情報がもう少し内容的に発信できるようなものが検討されているものではないかなと思うところを伺いたい。

それから、あとその洋上風力発電の関係で言うと、県の政策の位置づけ全体の中で、導入構想にはあえて入らないというか、そういう性格のものなんでしょうか。計画全体が、そっちはそっち、こっちはこっちみたいなどころでばらけているとなかなか見えない部分があるのですが、その辺の位置づけといいますか、やはり県全体の再生可能エネルギー導入政策の中のまとめの中にそれぞれがきちんとリンクされているような姿を示してほしいのですが、どうでしょうか。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 民間への導入を促す支援方法でございますけれども、いずれ企業訪問などをしまして、この花巻西部地域についてもどんどん紹介していきたいと考えておりますし、現在 10 社程度動きがあるところでございますけれども、その中でも興味を示している企業もございますので、必要な情報についてはどんどん提供していきたいと考えてございます。

それから、洋上風力発電につきましては、実証試験段階ということで、本格的には導入のその前段階ということで長く科学 I L C 推進室のほうで担当しているところであります。それが実際民間事業者が設置するというような動きがあった段階で全体の中に入り込んでくるというようなことになろうかと、そう考えております。

○樋下正信委員 すばらしい構想だと思います。岩手県に来れば、全国で再生可能エネルギーが何でも見られるといいますか、これが日本では岩手県が最先端をいっている、そして量的にも全国で一番だということに発展していけばいいなと思っております。その中で、十何年前、13 年か 14 年前に千葉委員も一緒だったのですけれども、アメリカのカリフォルニアのパームスプリングスというところに風力発電を視察に行きました。そこには、約 4,000 基ぐらいの風力発電が、町全体がもう風力発電になっておりまして、世界各国から観光も兼ねて行くような場所で、我々もその電力会社のバスに乗って場内を見学して歩いたのですけれども、そういうふうなところまで県としても、岩手県に行けば風力発電が、数千基までいくかどうかわかりませんが、観光も兼ねて他県から人を呼び込むことにもつながっていくのではないかなということをご見据えて進んでいただきたいと思っております。

いずれその辺まで考えているかどうかということをお聞きしながら、意見的な話になりますけれども、発言させていただきました。

○根子環境生活部長 今ある程度大きな規模の中で、観光面も含めた人も入れ込むのだというお話でございました。そこまでいけるかどうか、ちょっとまだまだこれからですけれども、これを進めた中で、県と市町村で情報交流の場を持ちながら、そして市町村と事業者が連携しながら、地域の振興のためになるといったような視点も大事だと思っておりますので、そこも含めて県としてもいろいろ支援してまいりたいと思います。

○名須川晋委員 民間事業者の温度といいますか、熱意といいますか、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

それと、この 18 ページの風力発電のところを見ますと、平成 25 年度からあと 500 メガワット、7 年間で達成するという目標を掲げていますけれども、今回の構想を足しても 220 メガワットぐらいですか、これをどのように目標数値に近づけて、あるいは達成をしようとするのか、その辺について示していただけますでしょうか。

○小笠原温暖化・エネルギー対策課長 民間の熱意ということでございましたけれども、現在動いている事業者の中で環境アセスメントの手續に第一段階として入ろうというところもあるようですので、大分熱意としては高まってきていると考えてございます。

それから、今後の進め方でございますけれども、導入構想以外のエリアでも、例えば宮古ですとか釜石ですとか動きがありますので、そういったところも含めてトータルで目標達成につながるような形で進めていきたいと考えてございます。

○**名須川晋委員** 主な導入事例を見ますと、これを足して 67 メガワットになろうかと思いますが、10 年間導入事例がないという理由と、あと遠野の道の駅に行きますと、風車がありますが、ああいうマイクロな風力発電はなかなか採算に合わないのかもしれませんが、導入するほうがいいのか悪いとか、そういう研究はなされているわけでしょうか。

○**小笠原温暖化・エネルギー対策課長** これまで導入がなされていないという理由ですけれども、やはり風力発電の場合、かなり長いスパンを要するというようなこともありまして、例えば環境影響評価のほうでいろんな当初の計画に比べて事業規模を圧縮するとか、そういったことも出てくるわけですので、そういったあたりでなかなか進んでいかないのではないかと考えております。

また、本県としての今回のように構想を示すべきというような全国的な PR も若干おくれがあった面もあると思いますので、そういったところでちょっと導入がおくれているということだと思います。

それから、マイクロ風力発電などについてですけれども、現在マイクロ風力発電ですとか温泉熱発電とか、小水力発電とか、そういったところにつきましても、セミナーとか勉強会を平成 25 年度から開催しております、そういったところで PR しながら、普及を図っていききたいと考えております。

○**佐々木努委員** 別なことでちょっと一つだけお伺いをしたいのですが、先日知事が 3 期目の出馬に向けてマニフェストを公表しまして、岩手医科大学移転後の跡地に若者、女性支援の拠点施設をつくるということでありましたけれども、ここにぽっと出てきたことではないと思います。あれだけ具体的に医大跡地ということをお話ししているということは、これまで医大関係者の方々と県と、あるいは知事とということになるが、そのあたりの話し合いとか、あるいはそういう要望が出されているとかということがあったのではないかと思います。担当課のほうではこのようなことは具体的に把握していますか。

○**千葉若者女性協働推進室長** 知事マニフェストにつきましては、新聞報道等で了解しているところでございますけれども、現時点で詳細については把握してございません。

○**佐々木努委員** 確認します。では、担当課のほうでは全くわからないことだということでしょうか。

○**千葉若者女性協働推進室長** 跡地の活用につきましては、県も含めて 4 者ですか、医大とか市とかで協議しているという情報はございますけれども、当方では詳細については把握しておりません。

○**佐々木努委員** そうすると、その医大跡地に限らず拠点施設をどこかにつくろうとかという構想とかそういうものは、これまで担当課ではお持ちなのか。

○**千葉若者女性協働推進室長** 今のところ新たな拠点施設という話は私どものところで

は把握してございません。

○伊藤勢至委員 今何か県の施策の展開についてちょっとお尋ねがあったわけですが、県知事という職と、それから県民の要望とが必ずしも一体となっていないということもあり得るわけですが、リーダーシップの中にこれをやっていくためには、こういう問題をただしていくためには、ここでこういうことをすべきだというトップの判断だつてあり得るわけですね。したがって、130万人の県民の声があったとかないとか、それを一人で決めたのはおかしいとか、そういうのは、人をためにする議論だと。我々議員というのは、48名、岩手県130万人の県民の各背中に平均1万人ぐらいの重みを背負ってきているわけでありますので、48分の1と、それから130万人の中の代表の一人と性格的観点が違うということをも私たちが、そしてあなた方も共有をすべきだと思います。したがって、どこにも議論がないことを、リーダーがこれでいこうということをするのも、それもリーダーシップの一つ、県民の声としていろんな要望がありますよということも皆さんがまとめ上げて、これでいきましょうというふうに提案型でいくのも一つ、こういうことだと思うのです。ですから、今のような底意に何かにやにやしたような、何か引っかけてやろうとか、そういうような発言はこういう場では控えるべきだと私は思っております。そういう発言をする方も、それは130万分の1でありましょうが、我々がつけているこのバッジというものは、このバッジが偉いのではなくて、このバッジの後ろにいる1万人の県民がついている発言がここから出てくるわけでありますので、そういう観点をぜひお持ちをいただいて切磋琢磨をして政策につける、こういうふうに私は考えるのでありますが、部長、政策のありようについて、あなた方がまとめていくものについて、あるいはトップのリーダーシップによる提案等についてどのようにお考えですか。

○根子環境生活部長 県の政策を立案するに当たっては、いろんな心があると思えました。委員がおっしゃったように、いろんな県民からの意向を踏まえながら考えるところもありますし、それからトップも含め、県みずからアイデアを出しながら進めていくというものもあると思います。それは、その都度その都度、政策を決定するに当たってどれが一番いいかというのを議論しながら、県全体として政策を立案するということが基本的な考え方だと思いますので、県としてもそういう方向で進めたいと思います。

○及川あつし委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 私から風力発電の意見だけ、ちょっと述べさせていただきたいと思えます。

きょうも各委員から若干懸念があったのですが、風力発電に限らずクリーンエネルギーを導入するときに、やっぱり送電網のキャパシティと事業者の需要と、ここの調整がうまくいかないと、きょう各委員から出た話になると思います。導入構想連絡会を設けると言っていますが、風力発電だけではなくて、他の事業も含めてやらないと、以前八幡平市の民間事業者がバイオマス発電をやろうと思ったときに、企業局が風力発電を、き

ようも説明あったとおり、申し込み順だということで構想をぶち上げて、それをやったことによって、八幡平の民間事業者の発電事業については事業者負担ということで、送電網の整備に相当な費用を求められて、結局事業が展開しなかったという事例もありました。この点については、これまでも質疑がいろいろあったわけですがけれども、総論はいいと思うのですがけれども、各論の部分で東北電力が十分情報を開示していないという部分もあると思うのですがけれども、ほかのクリーンエネルギーの導入コスト等も含めてやっていかないと、せっかくの構想もうまくいかないと思うので、その点についてはよろしくお願ひしたいということです。

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**及川あつし委員長** ほかになければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

なお、当環境福祉委員会は本日が任期最後の開催となりますが、環境生活部の皆様には、終始誠実な御対応により、委員会の円滑な運営に御協力をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。特に震災後の瓦れきの問題等々で大変な御苦勞だったと思うわけですがけれども、円滑な対応に心から敬意を表します。

それでは、環境生活部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでございました。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第6号生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**藤原地域福祉課総括課長** 議案第6号生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。議案（その1）の33ページをお開き願います。

説明につきましては、便宜お手元に配付しております資料、生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

初めに、1の改正の趣旨であります。生活福祉資金貸付事業の対象となる障害者世帯の範囲を拡大しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容であります。まず生活福祉資金貸付事業の概要について御説明申し上げます。資料の裏面の参考資料をごらんください。

生活福祉資金貸付事業は、1にありますとおり、低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図ろうとするものであり、制度内容については国の生活福祉資金貸付制度要綱で規定されております。

また、2にありますとおり、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会が実施主体となって事業を実施しており、県ではこれに対し条例に基づき貸付原資や事務費の補助を行っているものであります。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。条例案の内容であります。今般生活

福祉資金貸付事業の根拠となります国の生活福祉資金貸付制度要綱が改正され、身体障害者について、手帳の交付を受けている者に加え、症状が固定していないため身体障害者手帳が取得できない難病患者のうち、障害者総合支援法によるサービスを利用しているなど、手帳の交付を受けている者と同程度の障害の状態であると認められる者が新たに対象として認められることから、県条例においても同様に事業の対象となる障害者世帯の範囲を拡大しようとするものであります。

最後に、3の施行期日であります。公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 条例案の内容等々は御説明がありましたけれども、お聞きしたいのは、この身体障がい者以外の精神障がい者、知的障がい者はこれまで手帳の交付を受けていない人が受けている人と同程度と、こういうことであつたと。今回身体障がい者の部分がそれと同じように該当するということですが、その手帳のある人とない人の違いといいますか、どういうふうになっているのかというのが一つ。

4月1日から適用ということですが、これはさかのぼりの適用ができるのかできないのか。そして、貸し付けの事業ということですので、当然返すことになるわけですが、その方法、あるいはその貸付原資、そのあたりはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○藤原地域福祉課総括課長 知的障がい者については療育手帳、それから精神障がい者については精神障害者保健福祉手帳がありまして、今までそれらの手帳がない方についても、同程度の障がいがあつて、その手帳を持っていなくても同じようにサービスを受けていた方について対象にしてきたわけですが、身体障がい者については症状が固定した状態で手帳をもらうということで、今までそういった手帳をもらっている方しか対象にしていなかったのですが、平成25年に難病患者につきましても、この身体障がい者のサービスを受けられる範囲に入ったということで、難病患者につきましても症状は固定していないので、手帳はもらっていないけれども、福祉サービスを受けている方々がいるということで、そういった方についても資金貸し付けの対象にすると。これは、平成25年に改正すべきことだったので、国の制度要綱の改正がことしの3月になったということで、それに合わせて県につきましても改正するというところでございます。

それから、4月1日にさかのぼりということでございますが、貸し付けにつきましては、国の制度要綱が改正されまして、貸し付け自体は国の制度要綱に伴ってやっておりますので、既に貸し付けは行っているのですが、その貸し付けた方々についての原資等について県が補助を行っているわけですが、既に国の要綱に伴って貸し付けとか行っている方々について貸し付けた分についても、県が補助を行って原資の対象にするということでさかのぼって適用するというものです。ただ、実際にそういった方がいるのかといいますと、今のところいないということでございます。

それから、貸し付けの償還につきましては、据え置き期間を置いて順次償還していくということになりますが、その原資についてはこの補助金で県社協のほうに県が補助を出して、それを原資として貸し付けて、その貸し付けたものを借りた方が順次返していくと。ほとんどのものは、連帯保証人があれば利子はなしということですので、償還計画をつくって毎月計画的に償還していくというような形でございます。

貸付限度につきましては、事業の中身によって違いますが、例えば裏面に書いています総合支援資金、これにつきましては月々の生活支援費については月額 15 万円、それから住宅に入る際の敷金とか礼金とか、そういったものを貸し付ける場合は 40 万円といったことになっていきますし、あと一番よく使われているのは、約 8 割は教育支援資金というところが一番使われているのですけれども、これらについては、例えば高等学校に入学した方については月々 3 万 5,000 円、それから大学ですと月々 6 万 5,000 円、そういった貸し付けであります。

それから、2 番目の福祉資金とか、これはいろんな事業がありますけれども、事業の中身によって違いますが、例えば生業、商売をしますとかということになりますと 460 万円まで、結婚ですと 50 万円、それから福祉機器の購入ということで、とりあえず 170 万円とか、そういった事業によって限度額が違っております。

○千葉伝委員 いずれせつかくこういうことで、借りられなかった人が借りられると、こういう話になるので、PR をしっかりとやるということが一番だと思っておりますので、その上でこういうものがあるということを知り得る障がい者の皆さんが知れば借りる人が出てくると、こういうことですので、これは言わずもがなののですけれども、そういうことだと思っております。

いずれ県とかかわりの分、市町村の社会福祉協議会個々が借りたりするわけですね。そこの連携をしっかりとやって、ぜひ進めていただきたいと思っております。これは要望です。

○福井せいじ委員 まず一つは、手帳の交付を受けている同程度の障がいの状態にあると認められる者というのですが、この認定のシステムはどのような形で行われるのかということと、今千葉委員から言いましたが、PR 方法ですけれども、これもどのような形で行うのか、教えてください。

○藤原地域福祉課総括課長 同程度と認められる者につきましては、まず障がいの福祉サービスを受給しているということで、その受給者証をもって確認するわけですが、その福祉サービスを受けるためには、例えば難病ですと医師の診断書とか、あるいは特定疾患医療受給者証というのがあります。こういったものを持って市町村のほうに申請して、そして所定の福祉サービスを受けるための判定を受けて、そしてサービスを受給できるということになりますので、受給者証の確認、それをもって承認するというようになります。

それから、広報ですけれども、この制度自体は非常に長い、昭和 30 年ごろからずっと続いておりまして、その都度毎年経済状況とかいろんなもので貸付制度の中身自体はいろいろ

ろ変わってくるのですけれども、昭和 30 年ごろからやっている非常に歴史のある長いものであります。社会福祉協議会あるいは民生委員が必ず絡むような形になっていますので、民生委員を通じて、こういった資金の貸し付けが必要な方々についてはこういった制度を周知すると、そういったことでやっております。県社協、市町村社協とか民生委員、そういった方々が中心になって、必要な方々に周知しているというやり方でやっておりますので、これにつきましては今後ともそうしたやり方で周知してまいりたいと考えております。

○福井せいじ委員 今のPR方法なのですけれども、民生委員の方、あるいは社会福祉協議会も介在する一つの役割としてあると思うのですけれども、ちょっとこれ社会福祉資金貸付事業とは別な、例えば障がい者に対する医療費の減免とかについて、実は医療機関からそういったものを教えていただけなかったという例が私の周りにありまして、こういった事業を行う場合には周知徹底を図られるような取り組みをぜひともしていただきたい。今は社会福祉協議会、民生委員という話でしたが、先ほど医師の診断とか医療機関の認証というものもあったやにちょっと聞こえたのですけれども、そういったところからの周知徹底をぜひ行っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○藤原地域福祉課総括課長 サービスを受給する場合には、診断書も必要ですけれども、最終的には市町村、行政のほうで決定しますので、医師のほうからも伝わるような形というのは確かに必要かとは思いますが、まず行政と社協と民生委員、この辺でこの制度について、対象者に範囲の拡大のことについても周知をしていくというところをまずしっかりやっていきたいと思えます。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 ないようでありますので、これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 9 号養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中居参事兼長寿社会課総括課長 議案（その 1）の 39 ページをお開き願います。

議案第 9 号養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。便宜、お手元に配付してございます養護老人ホームの

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要で説明いたしますので、恐れ入りますが概要のほうをごらん願います。

1の改正の趣旨であります。指定特定施設入居者生活介護等の事業を行う養護老人ホームで生活相談員を置いていないものにおける主任支援員の職務について定めようとするものでございます。

条例案の内容に入ります前に、条例改正の背景について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

まず、養護老人ホームについてであります。養護老人ホームは老人福祉法上の施設であり、県内には17施設ございます。定員合計は967人でございますが、入居者の介護を前提とした施設ではございません。入居される方は65歳以上の高齢者で、生活環境上の理由や経済的理由により居宅における介護を受けることが困難と市町村が認めたものであり、ホームは市町村からの措置費によって運営されるものであります。ただし、介護を必要とする入居者の増加を受けまして、介護保険法上特定施設入居者生活介護のサービス提供が認められるようになりました。

一方、特別養護老人ホームは、基本的には介護保険法上の施設であり、入所は施設と利用者の契約によるものであり、入所者が負担する利用料と介護保険からの介護報酬で運営されるものであります。

次に、特定施設入居者生活介護についてであります。特定施設とは介護保険法上におきましては、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームを指しており、その中で人員や設備の基準を満たした施設は特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けることができます。

概要の3ページの上段をごらん願います。特定施設入居者生活介護には、一般型と外部サービス利用型の2種類がございます。外部サービス利用型は、事業者、この場合は養護老人ホームのことであります。この養護老人ホームが作成したケアプランに基づきまして、養護老人ホームが契約した外部の事業者による訪問介護等のサービスを入居者が受けるものでございます。これまで特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた養護老人ホームにおきましては、外部サービス利用型のみが認められておりました。外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている養護老人ホームにつきましては、事業所と養護老人ホームに置くべき生活相談員と支援員が重複しますことから、特例措置が規定されております。

3ページの下段のほうをごらん願います。具体的には、指定を受けている養護老人ホームにおきましては、生活相談員の数を本来置くべき数から1減じることができるところから、生活相談員がゼロとなる事例も想定されますが、その場合には支援員が職務を代替することとされております。これは、養護老人ホームが本来の養護老人ホームと特定施設入居者生活介護事業所の二枚看板となることから、施設の負担を軽減するために、それぞれに置くことがされている生活相談員の重複を避けるための措置であります。

行ったり来たりで申しわけございませんが、議案（その1）39ページのほうにお戻りいただきまして、左側の改正前の欄をごらん願います。現行の条例は、外部サービス利用型に限定したものとなっております。恐れ入りますが、もう一度概要の3ページの上段のほうをごらん願います。特定施設入居者生活介護の類型には、もう一つ一般型がございます。一般型は、事業者である養護老人ホームが作成いたしましたケアプランに基づきまして、養護老人ホームの職員みずからが提供する介護サービスを入居者が受けるものであります。が、本年3月31日の国の省令改正によりまして、養護老人ホームにおきましても一般型のサービス提供も認められることとなったものでございます。

したがいまして、概要の1ページの2の条例案の内容の点線の囲みのところの2段落目、中ほど以降のほうに、特定施設入居者生活介護の事業を行います養護老人ホーム全てに生活相談員配置の特例を適用するために条例を廃止しようとするものでございます。

なお、この条例の規定の仕方といたしましては、養護老人ホームが行うことができる事業を列挙する形となるものでございます。

施行日であります。公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 質疑がないようでありますので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○南子ども子育て支援課総括課長 それでは、議案（その1）の41ページをお開き願います。議案第10号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元に配付いたしております条例案の概要資料もあわせてごらん願います。

まず、1の改正の趣旨であります。乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当分の間、1人に限り保育士とみなすことができる者に、准看護師を

加えようとするものであり、厚生省令の一部改正に伴うものであります。

次に、2の条例案の内容であります。保育所における保育士の配置基準は、下の（参考）にありますとおり、乳幼児の年齢に応じて基準が決まっておりますが、乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、現在は当該保育所に勤務する保健師または看護師を1人に限って保育士とみなすことができることとされております。

今般の厚生省令の一部改正の背景といたしまして、平成26年に内閣府が地方分権改革における提案募集を行ったところ、この特例措置について、保育所における乳幼児の受け入れがふえる中、子供の体調急変への適切な対応等のため、看護師など医療、保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっていることの理由として、准看護師についても上記特例措置のみなし対策をするよう九州地方知事会等から提案がなされたところであり、本年1月に閣議決定された平成26年度の地方からの提案等に対する対応方針におきまして、新たに准看護師を上記規定のみなし対象とすることとしたところでございます。これを受け、今般厚生省令の一部改正が行われましたことから、県におきましても同様の改正を行うものでございます。

最後に、3の施行期日であります。公布の日から施行するとするものであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 それでは、この際私も委員として質疑をいたしたいので、暫時名須川副委員長と交代させていただきます。

〔委員長、副委員長と交代〕

○名須川晋副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を行います。

○及川あつし委員 最後の委員会なので、私の関心事でもあるので、何点か質問させていただきます。

まず、条例の改正については大いに賛成でありますし、もう少し早く国のほうもやってもらえばよかったなというふうに思っているところであります。

私に関係している園でも、これが施行されれば大分保育士の需給が逼迫している中で、かなり現場的には助かるなというふうな状況になっておりますので、公布の日から施行ということでございますけれども、各位への通知については可及的速やかにまずもってお願いしたいと思います。

質疑の趣旨は、准看護師の資格を持っている人を保育士にみなすというところから入ると、多分全体がちょっと見えないと思うので、根本的なところから伺うわけですが、保育所にとっていわゆる看護師はどのような法令上の位置づけになっているのか。必置義務になっているのか、努力義務になっているのか、まずその点について説明してもらいたいと思

います。

○南子ども子育て支援課総括課長 保育所における看護師の配置についての必置等についての御質問でございますが、国の省令により保育所に配置する職員は法令上は保育士と嘱託員、そして調理員のこの3職種に限定されておまして、看護師については必置の義務はございません。

○及川あつし委員 努力義務にはなっていないですか。

○南子ども子育て支援課総括課長 ただいまの御質問にお答えするためには、この省令のこれまでの改正の経緯について御説明する必要があると思いますので、ちょっとさかのぼって御説明をさせていただきたいと思います。

現在の乳児は3対1になると思うのですが、かつてこの省令では、乳児6人以上を入所させる保育所にあつては保健師または看護師1人を置くよう努め、これを配置した場合には保育士の配置基準に含むことができるというふうな規定が平成9年までございました。これが本則になった規定があったわけでございますが、平成10年にその6人につき1人以上とされてきた保育士の配置基準が、現在の形であります3人につき1人以上に引き上げられた際に廃止をされましたことから、保育士の数の算定につきましては当分の間乳児6人以上を入所させる保育所にあつては当該保育所に勤務する保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができることとする、本則ではなくて附則の中に経過措置として設けられたものであります。

その後、昨年、平成26年9月議会でこの条例を改正させていただきましたが、乳児4人以上6人未満を入所させる保育所にあつては、保健師または看護師を1人に限って保育士とみなすことができるという改正でございまして、今般の改正は、保健師、看護師にさらに准看護師を新たに加えるというものであります。したがって、看護師は法令上は設置基準はございませんで、平成9年までは置くよう努めるというふうな規定だったものが現時点では必置基準上からは外れて、経過措置で置いた場合には准看護師1人に限って保育士とみなすことができるというふうな形に改正するところでございます。

○及川あつし委員 そこが非常に難しいところで、保護者の立場からすると、看護師がいる施設のほうが非常に安心だと。特に最近アレルギーを持っているようなお子さんがかなり急激にふえていますので、薬の誤飲等の問題については現場の指導等も徹底的にやられているというような状況で、そういう意味でも看護師が、また保健師がいるということは望ましいということは十分わかっております。

今経過措置で努めるということだったのだけれども、これまで私も立ち会っていて、多分県のほうでも一時誤認があったのではないかなと思うわけですが、看護師がいなければだめですよというふうな取り扱いをやっていた時期が実はあります。こういう読み間違いだということで、努力義務だからということもやりながら今日に至っているわけですが、実は私問題にしなかったのですけれども、当時は看護師等が配置されていなければ、定員を超える入所はだめですよというような取り扱いの指導もやっていた時期が

実はあるのです。これ間違いだということで、それが解消されたことによって事実上の入所定員が改善されたというような経緯もあるのですが、その入所定員の改善の観点だけではなくて、看護師の必要性についてという問題も含めて今回の条例改正というのは非常に大事な部分だなど。この部分に限らず、今保育所でいろんな新しい時代の問題が起きていの中で、看護師、准看護師をどういうふうな位置づけにするのですか、待遇面も含めて、しかも配置の状況も含めてきっちりやっつけていかなければいけないというふうに思うわけです。

今回の改正によって、県でどの程度つかんでいるのかわかりませんが、今認可保育所でどの程度看護師が配置されていて、その状況と今回の条例改正によってどういう効果があらわれるかというのを、もし数字でつかんでいるのであれば、条例効果という意味でお示しいただきたい。

○南子ども子育て支援課総括課長 まず、保育所における看護師等の役割といたしますか、そういうところから御説明申し上げたいと思います。

保育所の保育指針におきましては、看護師等の役割としては、子供や職員の健康管理及び保健計画等の策定と保育における保健学的評価、あるいは子供の健康状態の観察の実践及び保護者からの子供の健康状態に関する情報の処理、さらには保健学的、医学的対応及び子供に対する健康教育、こういったものなどが保育所指針の中で看護師等の役割として定められているところであります。ただいま委員御指摘のとおり、保護者の方々等からも、やはり看護師がいることによって、安心して子供を預けられるという状況にあることはそのとおりだと思っております。

今回この条例改正に伴いまして、県内の保育所の状況でありますけれども、まず本年4月1日現在で県内の全保育所に調査をさせていただきましたところ、乳児が在籍している施設は、全部で226施設ございますけれども、そのうち保健師を配置している施設が4施設、看護師を配置している施設が83施設、そして今般の改正で新たに追加される准看護師を既に配置しているところが19施設ございました。したがって、今般19施設が新たに准看護師1人に限って保育士とみなすことができるという形で勤務することが可能となるものでございます。

この准看護師を導入する効果といたしますか、メリットといたしますか、それにつきましては、先ほど保育所の保育指針の中でも御説明を申し上げましたが、まずは准看護師としての知識を生かしながら、保育業務に従事することが想定され、衛生指導あるいは相談業務が充実し、保護者の保育所に対する安心感、信頼感が向上することで保育全体の質の向上に寄与することが期待をされるものというふうに考えてございます。

○及川あつし委員 これを最後にしますが、今回の条例改正で19という施設がみなされるということですが、多分実態はもっと多いのです。もっと多いと思います、実は。准看護師だといわゆる保育士の配置にみなされないということで、採用の段階で留保している部分もかなりあるということなので、これは早目に周知すればそれなりに効果があら

われるのではないかなというふうに思うので、重ねてになりますが、周知をお願いしたいと思えます。

これは意見で、あとは政府とのいろいろな交渉のときにやってもらいたいのですが、僕は保育士の配置に看護師をみなしで数に入れるというこの枠組みは、実は余りいい制度ではないなと実は思っております。というのは、今現実保育士がどこの園でも足りないということで、本来業務で期待されている看護師の役割が、それももちろんあるけれども、事実上保育士の数にカウントされていて、各園でもほとんどの業務は保育士の役割をやっているというような状況なので、本来担うべき看護師の役割を十分果たしていないのではないかなと。であれば、保育所の保育士の配置基準に含めるのではなくて、できるだけ努力義務から必置義務にして、全体の看護師も少ないという状況なので、簡単にいかないと思うのですが、そこについては質の高い保育という観点からいうと必置にして、しるべき待遇を与えて、この分野にもしっかりとした看護師を配置できればいいのではないかなと思っております。

現実問題で言うと、看護師を目指している方で、将来的に児童福祉施設で看護をやりたいから看護師になるという方は、ほとんど多分いないと思うので、ここの分野についてはまだすき間があると思うので、簡単にいかない話だと思わなければならないのですが、今かなり過渡期の状況にあると思うので、この点についても十分配慮した上で質の高い保育を実現してもらいたいと思うのですが、御所見があれば伺って終わりにします。

○南子ども子育て支援課総括課長 ただいま質の高い保育の確保のためにということで、保育士とはまた別に看護師等の必置義務といったことについてのお話がありました。これについては、先ほど申し上げたように、国の省令の改正経緯を見てまいりますと、当初は保健師、看護師については努力義務だったものが平成10年に撤廃され、経過措置のほうでこういった場合にはみなすことができるというふうな形に変遷をしてくれているものがあります。そういうこれまでの省令の改正の経緯等を踏まえますと、一概にはなかなか難しい点も多々あるかと思えます。ただ、委員御指摘のとおり、保育の質を高めるといった点では、保育士とは別に医学的な見地からのさまざまな看護といえますか、そういった分野もあろうかと思えますので、その辺については今後国のほうともいろいろと意見交換をさせていただきたいと思えますし、そういう御意見があるということについてもきちっと国のほうには公表した上で取り組みをさせていただきたいと思えます。

○名須川晋副委員長 それでは、及川委員長と交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○及川あつし委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 ないようでありますので、これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 151 号東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願及び受理番号第 152 号被災者の医療費、介護保険利用料等の一部負担金の免除措置の継続を求める請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたしますが、一旦休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 再開します。

それでは、本請願について当局の参考説明を求めます。

○五日市健康国保課総括課長 受理番号第 151 号東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願及び受理番号第 152 号被災者の医療費、介護保険利用料等の一部負担金の免除措置の継続を求める請願について、現時点での状況を別途お手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

最初に、これまでの医療費等の一部負担金免除の取り組みの経過でございますけれども、1 の(1)、これまで国の支援の経過をお示しし、平成 24 年 9 月 30 日までは医療費の一部負担金等の免除に要した費用の全額 10 分の 10 であります。これを国が市町村に対して補助金及び交付金として補填しておりました。

平成 24 年 10 月 1 日以降については、国では全額補填の支援を終了し、既存の特別調整交付金の仕組みに変更し、すなわち基準を満たした場合に免除に要した費用の 8 割を国の特別調整交付金の交付対象として支援するとしたところであります。その内容は、箱書きに記載のとおりでございます。

次に、(2)の県の支援でございますが、国のこうした変更を受け、県の全ての市町村等において、平成 24 年 10 月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援として特例措置支援事業費補助を実施しているところであり、現時点では平成 27 年 12 月末まで支援を延長するとしているところであります。

その財政支援の内容についてでございますが、国の特別調整交付金、10 分の 8 の残額である 10 分の 2 について県と市町村等とで折半することを基本といたしまして、基準を満たさず国の特別調整交付金の交付対象外となる場合や、このような調整交付金の制度がない場合においては市町村負担が 10 分の 1 となるよう県が 10 分の 9 を支援すること、ただし国民健康保険には県の特別調整交付金の 10 分の 8 を交付いたしまして、残額の 10 分の 2 を

県と市町村で折半するというものであります。

事業のイメージにつきましては、お示ししているとおりでございます。

いずれの場合にいたしましても、一部負担金の免除を行う場合、国の特別調整交付金の対象いかんにかかわらず市町村の負担が 10 分の 1 となるよう県が支援を行うという状況であります。

次のページをお開きいただきたいと思います。2の免除証明書の交付状況でございますが、一部負担金等の免除の対象となっております各区分ごとの交付実績の対象者の数でございますが、この表のとおりとなっております。

3のこのような県の支援に要する必要経費でございますが、平成 27 年度当初予算ベースで申し上げますと、特例措置支援事業費といたしまして、国保が 3 億 8,800 万円、介護保険が 2,100 万円、後期高齢者医療制度が 1 億 3,800 万円、障がい福祉サービスが 100 万円の計 5 億 4,800 万円となっております。また、これに加え、県特別調整交付金により 1 億 9,800 万円の支援が加わります。

次に、4の他県等の状況でございますが、宮城県、福島県の状況を申し上げますと、(1)のとおり、宮城県は平成 24 年度末をもって一時負担金等の免除を終了しておりましたが、平成 26 年 4 月に市町村独自事業として対象者を限定し、全市町村で再開しており、福島県につきましては原発事故関連で国からの全額補填が継続されている市町村を除き、3 市町におきまして、平成 27 年度末まで継続されております。

また、(2)の他の医療保険制度についてでございますが、全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、業者保険のいわゆる社保につきましては、保険者による免除が平成 24 年 9 月末で終了した状況でございます。

最後に、5の国に対する要望の状況でございますが、これまでも国に対して平成 24 年 9 月末まで特別な財政措置と同様の十分な財政支援、すなわち免除に要した費用を全て国が負担する財政支援について、記載のとおり要望しているところであり、今年度におきましても、国に対して要望したところであります。

説明については、以上でございます。

○及川あつし委員長 それでは、これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 それでは、再開します。

まず、受理番号第 151 号東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○福井せいじ委員 私どもの会派としましては、請願事項 3 番目については既に事業の再開あるいは仕事をしている方々については、医療費負担の免除を復活するという事は反

対ということで3は反対。1、2については賛成ということであります。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。ほかは採択でよろしいですか。

本請願については、項目によって意見が異なりますので、項目を分けて採決をいたします。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 再開します。

初めに、本請願の中で請願項目の1及び2について、これを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○及川あつし委員長 起立全員であります。よって請願項目の1及び2については採択と決定いたしました。

次に、本請願中、請願項目の3について、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○及川あつし委員長 起立多数であります。よって、請願項目の3も採択と決定いたしました。

次に、受理番号第152号被災者の医療費、介護保険利用料等の一部負担金の免除措置の継続を求める請願の取り扱いを協議いたしたいと思っております。この請願については、いかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 採択との意見がありますが、ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、本請願につきましては、先ほど御説明したとおり、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、先ほど自由民主クラブは受理番号151号の3については反対となっておりますが、請願の取り扱い上は採択となっておりますので、それも含んだ形の意見書を当職においてあらかじめ作成しておりますので、事務局から配付させます。

〔資料配付〕

○及川あつし委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。これについて御意見はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については、当職に御一任願ひます。

以上をもって保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

当環境福祉委員会は、本日が今任期最後の委員会となりますので、この際一言挨拶を申し上げたいと存じます。

環境福祉委員長挨拶要旨というのがございますので、読ませていただきます。

当環境福祉委員会は、本日が今任期最後の委員会となりますので、この際委員長として一言御挨拶を申し上げます。

当委員会は、去る平成25年10月に発足し、各委員には2年間にわたり、当委員会の所管事項につきまして終始熱心に質疑、意見交換をしていただきまして、心から御礼を申し上げたいと思ひます。

当委員会といたしましては、これらの質疑、提言、要望等を通じ、東日本大震災津波からの復興、さらには県政の発展にいささかなりとも貢献することができたものと考えているところでありませぬ。ここからは私の言葉です。

特にも各調査においては、各委員の積極的な御参加もいただきましたし、本県の重要課題の一つであります医師確保について、自治医科大学、東北大学、東北薬科大学等も視察を行い、大変有意義なものであったと思ひます。また、当委員会の質疑を通じて新たな医療ロボットの導入や、結婚支援センターについても委員会質疑の結果であったのではないかなというふうを感じているところがございます。

委員会運営に当たりましては、名須川副委員長を初め委員各位並びに執行部各位の御協力、御支援により委員長の職責を無事果たすことができたかわかりませぬが、一応の終わりを迎えることができました。深く御礼を申し上げます。

終わりに、来るべき選挙に立候補されます各委員におかれましては、見事当選の栄誉を得られ、再び県会議員として東日本大震災津波からの復興、そして当委員会の所管事務等につきまして、県政発展のためにさらに御活躍されますことを御祈念申し上げ、委員長としての最後の御挨拶といたしたいと思ひます。2年間、本当にありがとうございました。

(拍手)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。